



平成 28 年 9 月 12 日

各 位

会社名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐野 展雄
(コード：9127 東証第2部)
問合せ先 常務取締役 木原 豊
(TEL. 03-5439-0260)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、平成 28 年 8 月 12 日に関東財務局に提出しました平成 28 年 3 月期の内部統制報告書の訂正報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載しましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

平成 28 年 3 月期連結決算において、減損損失に係る税効果会計適用により、圧縮記帳した固定資産（船舶）の繰延税金負債取崩額に誤りが判明いたしました。本件に対する当社及び当社子会社の対応として平成 28 年 3 月期の有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は、上記の会計処理を含む非定型・不規則な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであります。

以上に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、前事業年度末日時点において、当社及び当社子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し訂正報告書を提出いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信の作成過程において発見されたためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するための措置について、非定型的・不規則な取引が生じた際には、非定型的・不規則な取引の検証体制の強化及び非定型的・不規則な業務プロセスの見直しを早急に検討し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は連結財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上